（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例）

第二条　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十四条第一項において準用する同法第四条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
自衛隊法施行規則	第一条第一項第五号	五　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）で派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績のあつたもの	五　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）で派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績のあつたもの

十六条第一項に規定する特定業務に従事する労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第七条第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を防衛省の職員の給与等に関する法律（平成二十七年法律第百四号）第二十七条第一項に規定する国家公務員災害補償法（以下「公務災害補償法」という。）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する通勤をいう。次条第一号に該当するものに限る。）を含む。次条第一号において同じ。）を	、交流派遣職員又はオリンピック派遣職員が	第七条第一項	又は交流派遣職員の派遣先企業の業務	、交流派遣職員の派遣先企業の業務又はオリンピック・パラリンピック派遣職員の組織委員会の特定業務	
同じ。）又は特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員（次条第一号ロにおいて「派遣職員」という。）の組織委員会の特定業務（特別措置法第十六条第一項に規定する特定業務をいい、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する通勤をいう。次条第一号ロにおいて同じ。）を含む。次条第一号ロにおいて同じ。）を	）、	第九条第二項			
、法科大学院派遣職員が	又は法科大学院派遣職員又は一般職オリンピック・パラリンピック派遣職員が	第十条第一号ロ			
業務又は教授等の業務	教授等の業務又は一般職オリンピック・パラリンピック派遣職員の組織委員会の特定業務				

規定により派遣された者（以下「派遣隊員」という。）で派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値するものの功績のあつたもの		第三十条の二見出し	第三十条の二第一項	第三十条の二第二項及び第五十四条	防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則
六　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項の規定により派遣される同法第四条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）の業務に従事する者であつて、組織委員会の同意を得て派遣されたもの（同法第三条第一項に規定する特定業務をいう。）に推賞に値する功績のあつたもの	派遣等	派遣又は交流派遣	自衛官又は自衛官（以下「ラグビー派遣隊員である自衛官」という。）が	又は交流派遣自衛官	第七条
同じ。）又は平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項に規定するラグビー特別措置法第四条第七項に規定するラグビー特別措置法第二条第一項に規定する組織委員会（以下「ラグビー特別措置法」という。）の特定業務（ラグビー特別措置法第三条第一項に規定する特定業務をいう。）に従事する者であつて、組織委員会の同意を得て派遣されたもの（同法第四条第一項に規定する派遣職員をいう。）又はラグビー派遣自衛官（第十二　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項の規定により派遣されている同法第四条第一項の規定により派遣されている職員（第七号及び法第五条において準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）を含む。次条第一号において同じ。）を	業務、	第六条第二項	防衛省職員の留学費用の償還に関する省令
					十二　本邦外にある職員（第七号及び法第五条において準用する法第二条第一項の表の扶養親族のある職員を除く。）	業務又は	第七条
						同じ。）	十二